

令和元年10月号
第153号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー10月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り
新鮮情報

消費生活センター 一人で悩まず、 気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくものがありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

一人で悩まず
気軽に相談!!



©Kurosaki Gen

大崎市消費生活センター

窓口は
大崎市役所東庁舎1階
にあります。

電話番号は
0229(21)7321
開設日は
月曜日～金曜日
(祝祭日・年始を除く)
午前9:00～午後4:00
です。

相談窓口の電話番号
が不明の場合は、
「188」に電話してい
ただくと、お近くの窓口
につながります。

早めにね!

見守るくん

*寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

消費生活関連

10月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・屋根の塗装を勧められたが断った。
- ・保険会社が自社の保険に加入しているかどうかを訊ねて来た。「いいえ」と答えたところ, 「85 歳まで加入できる。」と言われた。

訪問販売

* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です *

- ・「聖書の紹介」と女性二人が夕方来訪したが, 忙しいので早めに話を切り上げた。

訪問購入

- ・買い取り業者から, 最初は「何でも良いから古着は無いかな。」と言われたが, その後「バックはないかな, 貴金属はないかな。」と, 買い取り品目が増えていった。「何もない。」と言って断った。

その他

- ・マグネットシールがポステイングされていた。「水廻りの修理, 水のトラブル 24 時間 365 日受付」と広告表示があった。
- ・マグネットシールのポステイングについて, 「水のトラブル解決。24 時間受付年中無休。この広告シールを提示いただくと値引き対象となるが, 工事代金 5000 円以下は割引対象外」と書かれていた。
- ・消費税率の引き上げに伴い, 食品は持ち帰り8%, イートインでは10%と2%の差があるが, 自分が利用している店では「どちらも8%」との知らせが出ていた。
- ・市内で深刻な台風の被害があったためか, 勧誘の電話が途絶え, 不気味に感じるほどだが, 過去には, 少し落ち着いたところに「オレオレ詐欺」の電話が横行した。
- ・果物の「梨」の看板を置いて道路脇で販売している車がいる。

消費生活相談員からのコメント

過去に台風被害があった地域では「住宅業者にブルーシートをかけてもらったら 15 万円もの高額な請求をされた。」「台風後, 雨漏りで困っていたところにちょうどやってきた業者に応急処置としてブルーシートを掛けてもらい, 屋根の吹き替え工事をしてもらったが 200 万円と言われた。」などの相談が寄せられています。悪質な住宅修理などの業者にご注意ください。

また, 大崎市でおこなっている, 台風 19 号関連の被災者支援として「住宅の応急修理制度」などがありますが, 申し込みの前に工事に着手したものは対象にならない等の要件があります。市の広報をご覧くださいとともに, 訪問して来た業者に工事を依頼する場合は慎重に判断しましょう。

(参考: 国民生活センターHP)

食品の品質表示

10月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈10月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	さつまいも	名称・産地	22	有	22
					無	0
	梨		22	有	22	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	牛肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		乾燥のり	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0



アレルギー表示推奨品目にアーモンドを追加

消費者庁は、令和元年9月19日、アレルギー表示に関して「食品表示基準について」の一部を改正し、特定原材料に準ずるもの(推奨表示)に「アーモンド」を追加すると公表しました。

これにより、「特定原材料に準ずるもの」は21品目(あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンド)となりました。

義務表示である「特定原材料」は7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)で変更はありません。

～編集後記～

台風19号の被害に遭われた地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。大崎市では、台風被害に関連した弁護士による無料法律相談を下記の日程で開催します。

◆令和元年 12月12日(木)10時から16時まで

大崎市役所東庁舎5階大会議室

◆令和元年 12月13日(金)10時から16時まで

鹿島台総合支所2階中会議室

申込連絡先:21-7321 (大崎市消費生活センター)

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

令和元年

11月10日

「鹿島台秋互市」が
開催されました！
多くの人が訪れて
賑やかで活気のある
互市でした。



令和元年11月22日 発行